

土地改良区でも男女共同参画を進めましょう！

～ 女性理事登用の実現に向けて ～

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）や土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）において、土地改良区等は2025年度までに・・・

【理事に占める女性の割合 「10%以上」】

等の目標が定められました。

初回訪問

★女性理事登用 よくある 3つの質問★

① なぜ女性理事を登用するの？

「土地改良のこれから」を考えたとき、
みんなで力を合わせ、知恵を出し合うことが不可欠です。
社会の女性登用は30%。土地改良の現状は0.8%。
「土地改良だけは特別」という理屈はありません。



② だれを登用すればいいの？

員外理事制度を活用すれば、組合員の妻や親族、地域で活躍する女性、農協職員OGなど身近な方から選出が可能です。
（員外理事＝大学教授や首長などの学識経験者とは限りません。）

③ 私の土地改良区でも取り組まなければいけないの？

全土地改良区です。土地改良区の将来を考えての取組だから。

あなたの土地改良区は、次のどのステージですか？

当てはまるところにチェック☑してください

☐ 第1ステージ 議論が始まっていない（必要性が分からない）

→なぜ女性理事登用が必要か考えるため、次の理事会で議論しましょう！



☐ 第2ステージ 進め方が分からない（必要性は理解するが・・・）

→「土地改良団体における男女共同参画の手引き」を参照
「行動計画」を作成しましょう！ 手引きはこちら



☐ 第3ステージ 「行動計画」を策定済み（策定中含む）

→理事会等で定期的に進捗状況を確認しましょう！ 定款変更例はこちら



☐ 第4ステージ 女性理事を登用済み

→女性理事の活躍の実態はこちら



日本農業新聞（R4.11.22）より

- 土地改良区 58職種で最低女性理事0.6%（R3.3末）
- 土地改良区の次に少ないのは消防吏員3.2%

【連絡先】

〇〇農政局農村振興部土地改良管理課

☎ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

✉@maff.go.jp